

○御嵩町まちづくり活動等応援補助金交付事業実施要綱

令和5年12月28日

訓令甲第49号

御嵩町地域づくり活動助成金交付事業実施要綱（平成14年訓令甲第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、御嵩町基金条例（平成24年条例第3号）別表第1に規定するふるさとふれあい振興基金の設置目的に基づき、御嵩町の活性化を図るため、町内外の人の交流やまちの賑わいの創出その他の創意と工夫にあふれた自主的かつ主体的なまちづくり活動（以下「まちづくり活動」という。）を行う団体（以下「団体」という。）に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、御嵩町補助金交付規則（平成5年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 5人以上で構成する団体で、御嵩町内に在住、在学又は在勤する者が構成員となっていること。
 - (2) 御嵩町内を拠点として活動を行う団体であること。
 - (3) 政治、宗教、結社、労働運動等を目的とする団体でないこと。
 - (4) 単なる物品の販売（御嵩町に関する物品の販売を除く。）又は営利を主たる目的とする団体でないこと。
 - (5) 構成員相互の親睦又は個人の学習活動若しくは趣味活動を目的とする団体でないこと。
 - (6) 会則、規約等を定めていること又は第6条第3項に規定する審査の日までにこれらを定める予定があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、規則第5条の2第1項各号のいずれかに該当すると認められる団体は、対象としない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助を受けたことがある団体（以下「既存団体」という。）と構成員の半数以上が同一である場合は、町長は、当該団体が既存団体と同一であるとみなすことができる。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) スタートアップ事業 まちづくり活動を開始するために新たに団体を設立し、活動の基盤を整備する事業
- (2) まちづくり活動事業 団体がまちづくり活動を継続して行う事業
- (3) まちづくり推進イベント事業 既存団体が、前号のまちづくり活動事業とは別にまちづくりの推進のための新たなイベントを開催する事業
- (4) まちづくり施設等整備事業 団体が行うまちづくり活動の拠点又はまちづくり活動に資する施設等の整備を行う事業

- 2 前項第4号の事業は、次の要件に適合するものとする。
 - (1) 原則として団体が自ら運営するもので、地域の特徴、特性又は資源を活かした施設整備であって、その機能が最大限に活用されるものであること。
 - (2) 施設の維持管理を団体が行うもの又は地域住民の協力が得られるものであること。
 - (3) 事業用の土地、建物等の所有権を有する者からまちづくり施設整備事業を行うこと及び当該まちづくり施設等整備事業の完了後5年以上継続的に使用することについて承諾を得ていること。
- 3 前項の規定にかかわらず、まちづくり施設等整備事業にあつては次に掲げる場合は、補助対象事業としない。
 - (1) 計画の部分的な事業又は当該事業のみでは単独で効用を十分に果たせない場合
 - (2) 補助金の交付決定前に着手している場合
 - (3) この要綱による補助金以外に同種の補助金等の交付を受けている場合
 - (4) その他まちづくり施設等整備事業の目的に適合しない場合
(補助対象経費)

第4条 前条第1項第1号から第3号までの事業に係る補助対象経費は、当該事業における総事業費から次の各号に掲げる経費を控除した額とする。

- (1) 団体の活動又はイベントの開催に係る交通費（75,000円を超える部分に限る。）
 - (2) 備品購入費（1件あたり3万円を超えるものに限る。）
 - (3) 団体の構成員に係る食糧費
 - (4) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認めた経費以外の経費
- 2 前条第1項第4号の事業に係る補助対象経費は、まちづくり施設等整備事業に係る設計費並びに工事費及び監理費の全部又は一部とする。ただし、次の経費は補助の対象としない。
 - (1) 事業に係る資料代、通信費、調査費、申請料等一般事務費
 - (2) 土地購入費、造成経費又は外構工事費
 - (3) 家具類、電化製品等の備品（設備工事に含まれる冷暖房機器等を除く。）を調達する経費
 - (4) 業として行う者以外に係る人件費
 - (5) 事業に係る重機、機器、工具等の購入経費
 - (6) 指定検査機関等が行う建築確認又は完了検査の費用
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、直接的経費と認められない経費
 - 3 前2項の規定にかかわらず、団体に次に掲げる収入がある場合は、当該収入の合計額を補助対象経費から控除するものとする。
 - (1) 事業収入（補助対象事業に係る事業収入に限る。）
 - (2) 寄附金又は協賛金
 - (3) この要綱による補助金以外の補助金又は交付金等

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が控除すべきと認めたもの
(補助金の額等)

第5条 補助金の額等は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

3 1団体に対する補助金の交付は、事業ごとに年1回とする。ただし、第3条第1項第3号及び第4号に規定する事業については、この限りでない。

(事業計画の承認等)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、当該申請団体が行う事業(第3条第1項第3号に規定するまちづくり推進イベント事業を除く。)の計画及び期間について、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする団体は、御嵩町まちづくり活動等事業計画承認申請書(別記様式第1号)に、次の書類を添えて、町長が指定する日までに、町長に提出しなければならない。ただし、第4号から第6号までの書類は、まちづくり施設等整備事業に限る。

(1) 事業計画書(別記様式第2号)

(2) 会則、規約等

(3) 団体の構成員名簿

(4) 工事の概要がわかる図面等

(5) 見積書の写し又は概算金額のわかる書類

(6) 整備を行う施設等の現況写真

(7) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、御嵩町附属機関の設置に関する条例(令和2年条例第2号)に規定する御嵩町ふるさとづくり検討委員会(以下「委員会」という。)の審査に付するものとする。

4 委員会は、前項の付議があったときは、申請団体から事業計画について十分な説明を受けた上で審査を行うものとする。

5 町長は、前項の審査結果を考慮した上で事業計画の承認の可否を決定し、御嵩町まちづくり活動等事業計画承認(不承認)通知書(別記様式第3号)により申請団体に通知するものとする。

6 町長は、前項の規定により事業計画を承認した団体(以下「登録団体」という。)を御嵩町まちづくり活動団体名簿(別記様式第4号)に登録するものとする。

(事業計画の変更等)

第7条 登録団体は、前条第2項の申請の内容に変更がある場合、事業を中止する場合又は団体を解散する場合は、御嵩町まちづくり活動等事業計画変更等届出書(別記様式第5号)に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に届け出なければならない。ただし、代表者以外の構成員の変更(第2条第1項第1号に該当しなくなる場合を除く。)を除く。

2 町長は、登録団体が解散したときは、御嵩町まちづくり活動団体名簿から当該登録団体を抹消するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 登録団体は、承認を受けた事業計画に係る事業ごとに御嵩町まちづくり活動等応援補助金交付申請書(別記様式第6号)に、次の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度ごとに町長が指定する日までに、町長に提出しなければならない。ただし、第2号から第5号までの書類は、まちづくり施設等整備事業に限る。

- (1) 年度事業計画書及び収支予算書(別記様式第7号)
- (2) 工事設計図書
- (3) 見積書の写し
- (4) 工事等に伴い必要となる許可等を受けたことを証する書類
- (5) 工事着手前の写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の場合において、当該申請に係る事業費(まちづくり推進イベント事業を除く。)は、第6条第5項の規定により承認を受けた事業計画に係る事業費の額を超えてはならない。

(交付決定等)

第9条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、速やかに補助金の交付の可否及びその額等を決定し、御嵩町まちづくり活動等応援補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第8号)により前条の申請をした登録団体に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付決定に条件を付すことができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が不正又は虚偽の申請により交付決定を受けたと認められる場合又は第12条の求めに応じない場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

3 町長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(事業の変更等)

第11条 補助事業者は、事業を中止し、若しくは廃止し、又は事業の内容、補助対象経費若しくは第4条第3項各号に掲げる収入に著しい変更等が生じたとき、若しくは生じるおそれがあるときは、速やかに御嵩町まちづくり活動等変更等承認申請書(別記様式第9号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出された場合は、内容等を確認したうえで変更等の承認の可否を決定し、御嵩町まちづくり活動等変更等承認(不承認)通知書(別記様式第10号)により補助事業者へ通知するものとする。

3 前項の場合において、町長は、補助金の額を変更したときは、御嵩町まちづく

り活動等応援補助金交付（不交付）決定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

（状況報告）

第12条 町長は、必要に応じて、交付決定をした事業の進捗その他の事項について補助事業者へ報告を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による要求があったときは、当該要求に係る事項を書面、写真等により報告するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、第9条の規定により交付決定を受けた事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、御嵩町まちづくり活動等実績報告書（別記様式第11号）に、次の書類を添えて、町長へ提出しなければならない。ただし、第3号の書類は、まちづくり施設等整備事業に限る。

（1）領収書等支払いの確認ができるものの写し

（2）団体の活動状況がわかる書類

（3）工事完成図書、写真等

（4）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第14条 町長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査をし、適正と認めるときは補助金の額を確定し、御嵩町まちづくり活動等応援補助金額確定通知書（別記様式第12号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の場合において、補助対象経費が交付決定に係る補助対象経費の額より減額となったときは補助金の額を減額し、増額となったときは交付決定額を超えて確定しないものとする。

（交付請求等）

第15条 前条の額の確定通知を受けた補助事業者は、御嵩町まちづくり活動等応援補助金交付請求書（別記様式第13号）により、町長へ補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

3 町長は、事業を達成するために必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金の一部を概算払により交付することができる。

4 前項の概算払の金額は、交付決定額に10分の9を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を限度とする。

（補助金の精算）

第16条 概算払を受けた者は、第14条の額の確定後、速やかに精算しなければならない。

（書類の整備）

第17条 補助事業者は、この要綱による助成を受けた事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、

保管しなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行し、令和6年度予算に係る補助金から適用する。
(経過措置)

2 この訓令による改正前の御嵩町地域づくり活動助成金交付事業実施要綱の規定により交付決定を受けた助成金の取扱いについては、なお従前の例による。

(登録団体の特例)

3 町長は、第6条第6項の規定にかかわらず、この訓令による改正前の御嵩町地域づくり活動助成金交付事業実施要綱の規定により助成を受けた団体を登録団体とみなすことができる。

(御嵩町地域づくり施設整備助成金交付事業実施要綱の廃止)

4 御嵩町地域づくり施設整備助成金交付事業実施要綱（平成20年訓令甲第2号）は、廃止する。

別表（第5条関係）

事業	得点率	補助金の額	限度額	事業期間
スタートアップ事業	第6条第4項に規定する審査により算出された得点率（以下「得点率」という。）が3分の2以上である場合	補助対象経費に3分の2を乗じた額	15万円	1年以内
	得点率が3分の1以上3分の2未満である場合	補助対象経費に2分の1を乗じた額	10万円	
	得点率が3分の1未満である場合	補助対象経費に3分の1を乗じた額	5万円	
まちづくり活動事業	得点率が3分の2以上である場合	補助対象経費に3分の2を乗じた額	30万円	3年以内
	得点率が3分の1以上3分の2未満である場合	補助対象経費に2分の1を乗じた額	20万円	
	得点率が3分の1未満である場合	補助対象経費に3分の1を乗じた額	10万円	
まちづくり推進イベント事業	—	補助対象経費に2分の1を乗じた額	10万円	イベントごと

まちづくり施設等整備事業	補助対象経費に10分の9を乗じた額以内の額	1年以内
--------------	-----------------------	------

別記様式第1号(第6条関係)

年 月 日

御嵩町長 宛て

申請者 団体の本拠地 _____
団体の名称 _____
代表者氏名 _____
電話 _____
メールアドレス _____

御嵩町まちづくり活動等事業計画承認申請書

次のとおりまちづくり活動を実施したいので、御嵩町まちづくり活動等応援補助金交付事業実施要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、御嵩町補助金交付規則第5条の2第1項各号の該当の有無について、必要に応じ岐阜県警察に照会することに同意します。

1 団体の概要

団体の名称	
代表者	
構成人数	人
設立(予定)	年 月 日設立(活動開始 年 月)
活動目的、内容等	

2 事業期間

<input type="checkbox"/> スタートアップ事業	年度
<input type="checkbox"/> まちづくり活動事業	年度から 年度まで
<input type="checkbox"/> まちづくり施設等整備事業	年度

- 3 添付書類 事業計画書 会則、規約等 構成員名簿
 図面等 見積書の写し等 現況写真
 その他町長が必要と認める書類 ()

構成員名簿

代表者	氏名				年齢	歳	
	住所	〒 電話				メールアドレス	
	勤務先・学校等						
No.	氏名	年齢	住所	職業等			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

別記様式第2号（第6条関係）

事業計画書

団体名			
事業名称			
活動の概要・方針			
まちづくり活動の実施内容			
事業期間	年度から	年度まで	
事業期間終了後の展望・自立への取組等			
年度ごとの事業計画			
事業種別	実施年度	事業内容	事業費（千円）
スタートアップ事業	年度		
まちづくり活動事業	年度		
	年度		
	年度		
まちづくり施設等整備事業	年度		

様

御嵩町長

御嵩町まちづくり活動等事業計画承認（不承認）通知書

年 月 日付け申請のありました標記の事業計画については、下記のとおり決定しましたので、御嵩町まちづくり活動等応援補助金交付事業実施要綱第6条第5項の規定により通知します。

記

1 事業名称

2 決定の内容 承認・不承認

3 承認の内容

事業種別	実施年度	事業費	得点率又は審査による補助率
スタートアップ事業	年度	千円	
まちづくり活動事業	年度	千円	
	年度	千円	
	年度	千円	
まちづくり施設等整備事業	年度	千円	

4 不承認の理由

--

- 備考 1 申請の内容の変更、事業の中止又は団体が解散する場合は、町長に届け出ること。
2 補助金の交付申請は、事業年度ごとに行うこと。

別記様式第4号 (第6条関係)

御富町まちづくり活動団体名簿

No.	団体の名称	本拠地	代表者	電話	メールアドレス	登録年月日	事業計画期間/得点率			活動内容	備考
							スタートアップ	まちづくり活動	施設等整備		

別記様式第5号(第7条関係)

年 月 日

御嵩町長 宛て

届出者 団体の本拠地 _____
団体の名称 _____
代表者氏名 _____
電話 _____
メールアドレス _____

御嵩町まちづくり活動等事業計画変更等届出書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた事業計画について、次のとおり変更等を届け出ます。

- 1 事業名称
- 2 変更等の内容 計画の変更・計画の中止・団体の解散
- 3 変更等の理由
- 4 変更の内容

項目	変更前	変更後

※ 変更のある項目のみ記入すること。

御嵩町長 宛て

申請者 団体の本拠地 _____
団体の名称 _____
代表者氏名 _____
電話 _____ - _____
メールアドレス _____

御嵩町まちづくり活動等応援補助金交付申請書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた事業計画について、次のとおり補助金の交付を受けたいので、御嵩町まちづくり活動等応援補助金交付事業実施要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、御嵩町補助金交付規則第5条の2第1項各号の該当の有無について、必要に応じ岐阜県警察に照会することに同意します。

1 事業名称

2 事業種別 スタートアップ事業
 まちづくり活動事業
 まちづくり推進イベント事業
 まちづくり施設等整備事業

3 補助金交付申請額 _____ 円

4 補助対象経費 _____ 円

5 添付書類 年度事業計画書 収支予算書
 工事設計図書 見積書の写し
 許可等書類 工事着手前の写真
 その他町長が必要と認める書類

(_____)

別記様式第7号（第8条関係）

年度事業計画書

団体名			
事業名称			
事業種別	1 スタートアップ事業 2 まちづくり活動事業（ 年目） 3 まちづくり推進イベント事業 4 まちづくり施設等整備事業		
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで		
事業の実施内容			
事業スケジュール			
補助率 (該当に○)	スタートアップ事業 まちづくり活動事業	得点率 2/3以上	2/3
		1/3以上2/3未満	1/2
		1/3未満	1/3
	まちづくり推進イベント 事業	—	1/2
	まちづくり施設等整備事 業	—	
補助金交付実績	年度	年度	年度

備考 1 補助率は、事業承認時の得点率により選択すること。

2 補助金交付実績は、前年度までに交付を受けている場合に記入すること。

収支予算書（ 年度）

（スタートアップ事業・まちづくり活動事業・まちづくり推進イベント事業）

1 収入の部 (単位：千円)

区分	本年度予算額	前年度決算額	比較	摘要
町補助金				
他の補助金等				
事業収入				
寄附金・協賛金				
その他（ ）				
自己財源				
合計				

2 支出の部

区分	本年度予算額	前年度決算額	比較	摘要
賃金				
報償費				
旅費・交通費				
食糧費				
印刷製本費				
消耗品費				
通信運搬費				
使用料・賃借料				
原材料費				
備品購入費				
その他（ ）				
補助対象事業費				
対象外経費（ ）				
（ ）				
総事業費				

備考 1 補助対象事業に係る額を記入すること。

2 対象外経費の欄が不足する場合は、詳細を説明する別紙を添付すること。

収支予算書（ 年度）
（まちづくり施設等整備事業）

1 収入の部 (単位：千円)

区分	本年度予算額	前年度決算額	比較	摘要
町補助金				
他の補助金等				
事業収入				
寄附金・協賛金				
その他（ ）				
自己財源				
合計				

2 支出の部

区分	本年度予算額	前年度決算額	比較	摘要
工事費				
設計費				
管理費				
補助対象事業費				
対象外経費（ ）				
（ ）				
（ ）				
（ ）				
（ ）				
（ ）				
（ ）				
（ ）				
（ ）				
総事業費				

備考 1 補助対象事業に係る額を記入すること。

2 対象外経費の欄が不足する場合は、詳細を説明する別紙を添付すること。

別記様式第8号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

御嵩町長 印

御嵩町まちづくり活動等応援補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付け申請のありました標記の補助金については、下記のとおり決定したので、御嵩町まちづくり活動等応援補助金交付事業実施要綱第9条の規定により通知します。

記

1 事業名称

2 事業種別 スタートアップ事業
 まちづくり活動事業
 まちづくり推進イベント事業
 まちづくり施設等整備事業

3 補助金交付決定額 _____ 円

4 補助金既交付決定額 _____ 円

5 今回変更額 _____ 円

6 補助率

7 交付条件

--

8 不交付の理由

別記様式第9号(第11条関係)

年 月 日

御嵩町長 宛て

申請者 団体の本拠地 _____
団体の名称 _____
代表者氏名 _____
電話 _____
メールアドレス _____

御嵩町まちづくり活動等変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったまちづくり活動等については、次のとおり変更(中止・廃止)したいので、御嵩町まちづくり活動等応援補助金交付事業実施要綱第11条の規定により申請します。

1 事業名称

2 事業種別 スタートアップ事業
 まちづくり活動事業
 まちづくり推進イベント事業
 まちづくり施設等整備事業

3 変更(中止・廃止)の理由

--

4 変更の内容

項目	変更前	変更後

※ 変更のある項目のみ記入すること。

別記様式第 10 号 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

御嵩町長

御嵩町まちづくり活動等変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあったまちづくり活動等変更等承認申請については、次のとおり承認しました（承認しません）ので、御嵩町まちづくり活動等応援補助金交付事業実施要綱第 11 条第 2 項の規定により通知します。

1 事業名称

2 事業種別 スタートアップ事業
 まちづくり活動事業
 まちづくり推進イベント事業
 まちづくり施設等整備事業

3 承認した変更等の内容

4 不承認の理由

年 月 日

御嵩町長 宛て

申請者 団体の本拠地 _____
団体の名称 _____
代表者氏名 _____
電話 _____ - _____
メールアドレス _____

御嵩町まちづくり活動等実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金について、御嵩町まちづくり活動等応援補助金交付事業実施要綱第 13 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 事業名称

2 事業種別

スタートアップ事業
まちづくり活動事業 (年目)
まちづくり推進イベント事業
まちづくり施設等整備事業

3 事業期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 補助対象経費

_____ 円

5 補助金交付決定額

_____ 円

6 補助金交付済額

_____ 円

7 添付書類

- 領収書等の写し
- 活動時の写真等活動状況がわかる書類
- 工事完成図書 完成写真
- その他町長が必要と認める書類

()

実績調書

団体の名称	
事業期間	
活動の実績	
活動の成果等	
反省点・課題等	
今後の取組（予定）	

備考 1 活動状況等についてできる限り詳細に記入すること。

2 まちづくり施設等整備事業は、整備により効能が増したこと、活用状況等に関して記入すること。

収支決算書

(スタートアップ事業・まちづくり活動事業・まちづくり推進イベント事業)

1 収入の部 (単位：円)

区分	決算額	予算額	比較	摘要
町補助金				
他の補助金等				
事業収入				
寄附金・協賛金				
その他 ()				
自己財源				
合計				

2 支出の部

区分	決算額	予算額	比較	摘要
賃金				
報償費				
旅費・交通費				
食糧費				
印刷製本費				
消耗品費				
通信運搬費				
使用料・賃借料				
原材料費				
備品購入費				
その他 ()				
補助対象事業費				
対象外経費 ()				
()				
総事業費				

備考 1 補助対象事業に係る額を記入すること。

2 対象外経費の欄が不足する場合は、詳細を説明する別紙を添付すること。

3 団体の総会資料、決算報告書等がある場合は添付すること。

別記様式第 12 号 (第 14 条関係)

第 号
年 月 日

様

御嵩町長

御嵩町まちづくり活動等応援補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した次の事業については、次のとおり額を確定したので、御嵩町まちづくり活動等応援補助金交付事業実施要綱第 14 条第 1 項の規定により通知します。

1 事業名称

2 事業種別

スタートアップ事業
まちづくり活動事業 (年目)
まちづくり推進イベント事業
まちづくり施設等整備事業

3 補助金確定額

_____ 円

別記様式第 13 号 (第 15 条関係)

年 月 日

御嵩町長 宛て

請求者 団体の本拠地 _____
 団体の名称 _____
 代表者氏名 _____

御嵩町まちづくり活動等応援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった御嵩町まちづくり活動等応援補助金の交付を受けたいので、次のとおり請求（概算払請求）します。

1 請求金額 円

2 事業名称

3 振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通・当座・その他
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

別記様式第1号 (第6条関係)
別記様式第2号 (第6条関係)
別記様式第3号 (第6条関係)
別記様式第4号 (第6条関係)
別記様式第5号 (第7条関係)
別記様式第6号 (第8条関係)
別記様式第7号 (第8条関係)
別記様式第8号 (第9条関係)
別記様式第9号 (第11条関係)
別記様式第10号 (第11条関係)
別記様式第11号 (第13条関係)
別記様式第12号 (第14条関係)
別記様式第13号 (第15条関係)